

令和3年長浜市農業委員会7月定例総会会議録

令和3年7月12日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1番	小畑 義彦	2番	伊藤 泰子
	3番	布施 善明	4番	阿辻 康博
	5番	西橋 絹子	6番	廣田 重夫
	7番	八若 和美	9番	北村 富生
	10番	大塚 高司	11番	堀田 繁樹
	13番	多賀 正和	14番	中島 一枝
	15番	近藤 和夫	16番	廣部 重嗣
	17番	家倉 和行	18番	保積 郷司
	19番	池田 美由紀	20番	松居 利平

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 大住 広樹、主幹 後藤 昭一、主査 川瀬 正徳

4. 議案等

報告 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報 告	農用地利用配分計画の認可の通知について
議案第562号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第563号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第564号	事業計画変更申請について
議案第565号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第566号	農用地利用集積計画案について
議案第567号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第568号	農地法第3条第2項第5号の規定による別断面積、下限面積の設定について
議案第569号	長浜市農業委員会総会会議規則の一部改正について
議案第570号	長浜市農業委員会全員協議会及び専門委員会等設置要綱の一部改正について

5. 議事録署名委員

3 番 布施 善明

4 番 阿辻 康博

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より長浜市農業委員会令和3年7月定例総会を開催させていただきます。午前中の各委員会に引き続きお疲れ様ですが、この体制での最後の総会となりますのでよろしくお祈いします。

いよいよオリンピック開幕まで2週間を切りました。依然新型コロナウイルスの変異株が感染を強めており、緊急事態宣言下での開催となり、今後の感染拡大が非常に心配になります。多くのアスリートが与えてくれる元気と感動を楽しみにしているところです。

さて、今年度から4月と7月の2段階で人事異動が実施されることとなりました。4月の異動はありませんでしたが、7月は田中主事が西浅井支所に異動になりましたので、新しく川瀬主査を迎えることとなりました。川瀬主査には、獣害対策特別委員会を担当してもらいますのでよろしくお祈いします。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、6月18日

常設審議委員会が大津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件がありましたので、職員も出席しております。7月7日、女性農業者組織ながはまアグリネットワークの設立総会が開催されました。会長は来賓として、女性農業委員の皆さんは発起人として出席され、中島委員が初代会長に就任されました。女性農業者の情報交換や憩いの場として、また、活躍機会の創出の場として発展されることを期待しています。

続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が4件、4条申請が2件、事業計画変更申請が1件、5条申請が13件、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、長浜市農業委員会総会会議規則の一部改正について、長浜市農業委員会全員協議会及び専門委員会等設置要綱の一部改正について、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る7月5日に当番委員、1番の小畑義彦委員、2番の伊藤泰子委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえでご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

午前中の各委員会にご出席いただきましてありがとうございます。梅雨時期に入り、天候が思わしくない日々が続いております。あまり長雨が続きますと梅雨が明けた時の農作業が大変になるかと思えます。開催の是非を問われた東京オリンピックや新型コロナウイルスの事などなかなか良いニュースが聞けませんでした。大リーグの大谷選手の活躍が注目されております。

本日の議事録署名委員の報告でございますが、3番の布施善明委員、4番の阿辻康博委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは、会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。まず、報告事項について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転届出について、令和3年7月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住

宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますのでご確認ください。

番号1、土地の表示、大辰巳町地先、畑1筆、76㎡を住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は雑種地、西は道路、南は水路、北は里道です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和3年7月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は4件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますのでご確認ください。

番号1、土地の表示、弥高町地先、田3筆、959㎡を賃貸借により医院用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東と西は道路、南は宅地、北は田です。

番号2、土地の表示、南高田町地先、田1筆、198㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東と西は道路、南は道路、北は宅地です。

番号3、土地の表示、小堀町地先、田1筆、794㎡を売買により共同住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は水路、北は道路です。

番号4、土地の表示、口分田町地先、田2筆、2,309㎡を売買により分譲住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は東と西と南は里道、水路、北は里道です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和3年7月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計10筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田10筆、13,807㎡の解約です。番号1から番号4までは農地中間管理事業における解約で耕作目的であり、後にご説明します議案第562号の番号4です。番号5から番号10まではレーク伊吹農協の円滑化による利用権の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

続きまして、農地利用配分計画の認可の通知について、令和3年7月12日、長浜市農業委員会会長名。

このことについて滋賀県から農地中管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により通知がありましたので、概要について報告させていただきます。令和元年10月定例総会において計画が決定されたことにより、滋賀県農林漁業担い手育成基金が農地中間管理権を取得された農地につきまして、令和3年5月28日付で、担い手育成基金が借り手となる認定農業者や農地所有適格法人等に貸借権を設定する、農用地利用配分計画が県知事の認可を受けました。今回の配分計画では担い手育成基金が借り手となり、10年の期間で利用権設定されていたものを期間途中で耕作者の変更があり、残余期間について次の耕作者である2人の借り手に8筆、計11,378㎡の貸借権が設定されました。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま報告のありました4件についてご質問がありましたら、発言ください。

(会長)

ございませんか、ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第562号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第562号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和3年7月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が4件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので受付しております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、永久寺町地先の畑1筆、937㎡を売買にて取得されるものです。申請地は白地の畑で現地確認をしたところ、畑は管理がされていまして。譲渡人は非農家で申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、南郷町地先の田1筆、801㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ田は水稻の作付けがされていまして。譲渡人は非農家で申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、新庄中町地先の畑1筆、204㎡を売買にて取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ畑は野菜の作付けがされていまして。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人と売買の

話がまとまり申請に至ったものです。

番号4、土地の表示、泉町地先の田1筆、1,054㎡、新庄中町の田2筆、2,128㎡、新庄馬場町の田1筆、1,934㎡、合計5,116㎡を使用貸借にて耕作されるものです。申請地は青地の田で現地確認をしたところ、田は水稻の作付けがされていました。貸し手と借り手は親子関係にあり、今回、子どもに経営を任せることになったため使用貸借にて申請に至ったものです。

以上、番号1から番号4につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの方、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第562号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第562号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第562号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第563号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第563号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年7月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第563号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、さる6月21日に農地等調査委

員会の將亦委員長、1番の小畑義彦委員、7番の八若和美委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和3年7月5日に1番の小畑義彦委員、2番の伊藤泰子委員にお願いし、行っております。結果については各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願ひします。

(事務局)

申請番号1、永久寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は例外的に許可することから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、小畑委員さんよりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、永久寺町地先、畑、9.31㎡、転用目的を用悪水路敷地とした申請です。周囲の状況は東は宅地、西は道路、南は所有農地、北は用悪水路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは申請人が昭和55年に素掘り状態であった水路を、市道の拡張のため側溝にされて現在に至ったものです。今回、申請地南側に息子の家の建築を計画され、不動産整理を行った結果、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、曾根町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、曾根町地先、畑、221㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は用悪水路、

南は宅地、北は農地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは申請人が昭和47年頃に居住住宅増築後に倉庫を建築され、現在に至ったものです。今回、相続され不動産整理をされたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第563号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第563号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第564号、事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第564号、事業計画変更申請について、農地法関係事務処理要領による承認について意見を求めます。令和3年7月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第564号につきましては、今月の締切までに1件の申請がありました。

番号1、西浅井町月出地先の申請案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます

(小畑委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、西浅井町月

出地先、畑、152㎡で転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東と南と北は道路、西は農地です。

写真をご覧ください。申請地は、令和3年2月に一般住宅を目的とした5条許可を受けておりますが、今般申請地の道路を挟んで北側の宅地を購入する承継者が、購入地と一体的に当該地を利用したいと意向があり、当初計画者に相談したところ話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れがないことから許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第564号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(事務局)

補足で説明をさせていただきます。議案第564号と次になります議案第565号、申請番号13は、本来ですと現況は農地のままですので空振りでもう一度申請していただくことになるのですが、すでに2月の5条許可にて登記名義人の変更がなされておりますので、まず事業計画変更申請をしていただき、その後、5条申請を行っていただくことになっております。

(会長)

ご意見、ご質問等はございませんか。

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第564号、事業計画変更申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第565号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第565号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年7月12日許可、長浜市農業委員会会長名。

議案第565号につきましては、今月の締切までに13件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第563号と同様に

農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましても先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

申請番号1、湖北町伊部地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、湖北町伊部地先、畑、300㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を車庫敷地とした申請です。周囲の状況は東は道路、西は用悪水路、南と北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は一部造成されております。これは、譲渡人が昭和42年に車庫を建築されたものです。今回、譲受人が車庫の建替えを計画され手続きを進められたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、新庄馬場町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、新庄馬場町地先、畑、767㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場敷地及び庭敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地と宅地、南は宅地、北は農地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。写真1については、譲渡人の先代が昭和40年頃に倉を建築、平成3年頃に譲渡人が駐車スペースとして造成されたものです。写真2についても譲受人の先代が昭和40年頃に庭として利用されていたものです。譲受人は申請地の隣接地に事務所があり、福祉サービスを行っている法人です。今回、従業員の増員により現在の駐車スペースでは、手狭なことから、事務所近隣で駐車スペースの拡大を計画され、譲渡人と売買の話がまとまり手続きを進められたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、東上坂町地先、田、241㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場及び駐車場とした申請です。周囲の状況は東は用悪水路、西と南と北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は市内で建設業を営む法人です。今回、申請地近くで工事を計画されており、今後も旧長浜地域で工事が予測されることから、交通の便がよいところに資材置場と駐車場の設置を計画され、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、永久寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、永久寺町地先、畑、225㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東は宅地、西は道路、南は譲渡人所有農地、北は用悪水路です。

写真をご覧ください。譲受人は県外の賃貸住宅に居住しており、今回家族も増え、両親も高齢になってきたことから実家のある集落で住居を建築する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、高月町宇根地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、高月町宇根地先、田、921㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は東は宅地、西は雑種地、南は道路、北は用悪水路です。

写真をご覧ください。譲受人は市内で不動産業を営んでいます。今回、申請地の東側の土地を会社の従業員寮として購入され、駐車場が少ないことから従業員寮の隣地で駐車場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、木之本町石道地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、木之本町石道地先、田、16㎡、契約内容は売買で、転用目的を物置敷地とした申請です。

周囲の状況は東は道路、西は用悪水路、南と北は雑種地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは譲受人が昭和52年頃に譲渡人から申請地を借受、物置を建築され現在に至ったものです。今回、売買の話がまとまり、手続きを進められたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、宮部町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、宮部町地先、田、28㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は譲渡人所有農地、西は雑種地、南は宅地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地南側に事務所を置く、リフォーム会社を経営しています。今回、経営する会社の仕事が忙しく、現状の資材置場では手狭になってきたため、資材置場の拡大を計画され、現在使用している資材置場の近隣で適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は土地の表示、内保町地先、畑、166㎡、契約内容は売買で、転用目的を農業用資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西と南は墓地、北は雑種地と譲受人所有農地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の隣接地に農地を所有しており、毎週末に耕作に来られています。今回、農作業道具を収納する物置と資材の管理場所の整備を耕作地近くで計画され、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、本庄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は土地の表示、本庄町地先、田、267㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を倉庫敷地とした申請です。周囲の状況は東は農地、西は宅地、南は雑種地、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは譲渡人が平成9年に申請地の隣接地の転用許可を得て、その後申請地も許可済と思い込んでおり駐車場として造成され、現在に至ったものです。今回、譲受人が当該地で倉庫の建設を計画され開発手続きを進める中で、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、西浅井町塩津浜地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は土地の表示、西浅井町塩津浜地先、田、1,927㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を店舗用地とした申請です。周囲の状況は東と西は道路、南と北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は福井県に本社を置き、小売業を営む法人です。今回、西浅井町地域で出店を計画され、道路に面した交通の便がよい適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号11、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。第3種農地においては許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号11について報告します。航空写真をご覧ください。番号11は土地の表示、内保町地先、田、38㎡、契約内容は売買で、転用目的を分譲宅地とした申請です。周囲の状況は東は用悪水路、西は農地、南は転用許可済、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地南側隣接地を分譲宅地として農地転用許可を受けておられ、前回許可済の面積では少し面積が足りないことがわかり、隣接地を所有する譲渡人に相談したところ、話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号12、加田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員さんよりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号12について報告します。航空写真をご覧ください。番号12は土地の表示、加田町地先、畑、343㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東と西と北は宅地、南は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地北側に親と同居されており、結婚を期に実家近くで新居を建築する計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号13、西浅井町月出地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、小畑委員さんよりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号13について報告します。航空写真をご覧ください。番号13は土地の表示、西浅井町月出地先、畑、152㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東と南と北は道路、西は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は不動産業を営む法人であり、今回、自然環境がよく、景色が良い場所に、別荘を建築する計画を建てられ、琵琶湖を見渡せる場所で適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第565号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(北村委員)

申請番号5についてお聞きします。写真では田に見えないのですが、現況はどのようなになっているのですか。

(事務局)

お答えします。登記地目は田となっております。現況については草刈り等の管理はされておりますが、休耕状態となっております。

(北村委員)

はい、分かりました。

(会長)

他にございませんか。

(池田委員)

申請番号3についてお聞きします。転用目的を資材置場及び駐車場とされておりますが、どのように進入されるのか教えていただけますでしょうか。

(事務局)

お答えします。隣接する県道の高さまで地上げをし、県道から進入される計画です。

(池田委員)

はい、分かりました。

(会長)

他にございませんか。

私から質問させていただきます。申請番号11についてお聞きします。水路について隣接農地への影響はないのでしょうか。

(西橋委員)

私からお答えします。隣接農地について、水路は確保出来ており、影響はないものと思います。

(会長)

はい、分かりました。

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第565号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第566号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第566号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和3年7月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていた

できます。今月は相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件、農地中間管理事業による利用権の案件がございます。まず相対による利用権の設定につきましては、貸し手2人に対して借り手が1人で、筆数は4筆、合計の面積で5,101㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者1人、取得者1人、筆数は1筆、面積は2,345㎡を所有権移転される計画です。最後に農地中間管理事業による利用権の案件につきましては、貸し手が2名、借り手が滋賀県農林漁業担い手育成基金であり、筆数は7筆、面積10,752㎡を利用権設定される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。利用権設定についてと記載されている番号1から番号4につきましては相対によるもので、地元農業者に利用権設定される計画です。番号5から番号11までについては、所有者と借り手である滋賀県農林漁業担い手育成基金が利用権設定される計画です。次に、所有権移転についてと記載されている番号1につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第566号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第566号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に議案第567号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第567号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和3年7月12日提出、長浜市農

業委員会会長名。

それでは土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました1番から28番までの28件、早崎内湖土地改良区から申し出のありました29番の1件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく使用貸借、賃貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第567号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは議案第567号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に議案第568号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第568号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について、承認を求めます。令和3年7月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときはその面積と規定されており、今回、公告しようとするものです。議案書の別紙記載のとおり、今般告示を行う木之本町大見地先の畑1筆、余呉町池原地先の畑1筆について、別段の面積を0.1アールに規定するものです。本案件については、空き家バンクに空き家と農地の登録をされ今般売買の話がまとまり申請に至ったものです。木之本町大見地先の畑1筆については、さる6月17日に現地委員であります小畑委員と事務局で現地調査を行った結果、耕作放棄地ではありますが、草刈等や進入路の整備を行えば耕作再開も容易

であることから、別断面積の公示を行っても問題ないとの意見をいただいております。余呉町池原地先の畑1筆については、さる6月17日に現地委員であります布施委員と事務局で現地調査を行った結果、耕作放棄地であります。草刈等を行えば耕作再開も容易であることから、別断面積の公示を行っても問題ないとの意見をいただいております。また、6月21日事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後に、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。

以上をもちまして、議案第568号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第568号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第568号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、これを承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとします。

(会長)

次に議案第569号、長浜市農業委員会総会会議規則の一部改正について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第569号、長浜市農業委員会総会会議規則の一部改正について、長浜市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。令和3年7月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

この議案を上程させていただきました理由についてご説明させていただきます。本年7月20日に改選を迎えるにあたり、委員会の各例規の確認を行っていたところ、本規則の文言に一部改正が必要な個所がみつかりました。現行の規則では、公示を会議の3日前に、となっておりますが、全国農業会議所が示しております例では、会議の3日前までに、となっております。これは規則制定時の記載誤りだと思われ。こうしたことから議案書添付の総会会議規則の1ページ目第3条第2項に赤字でお示しておりますとおり、追加したいと思います。また、この規則の施行日は本日7月12日としたいと思います。

議案の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第569号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

まずは案第569号、長浜市農業委員会総会会議規則の一部改正について、事務局案どおり改正することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、事務局案どおり改正することとします。

(会長)

次に、議案第570号、長浜市農業委員会全員協議会及び専門委員会等設置要綱の一部改正について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第570号、長浜市農業委員会全員協議会及び専門委員会等設置要綱の一部改正について、長浜市農業委員会全員協議会及び専門委員会等設置要綱の一部を改正する要綱を次のように制定する。令和3年7月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

この議案を上程させていただきました理由についてご説明させていただきます。本年7月20日に改選を迎えるにあたり、委員会の各例規の確認を行っていたところ、本要綱の文言に一部改正が必要な個所がみつけられました。次期の農業委員会活動では農地利用最適化活動の更なる促進を行うことが6月10日開催の正副委員長協議で確認がなされたことを受け、次期の専門委員会の構成の見直しが行われました。その結果農地最適化委員会に推進委員全員3年間の所属をしていただくことで決定されました。現在の要綱の規定では定数が定められているため、第5条第2項の改正が必要となりますが、今回、定数のみの改正を行えば、今後重点を置く事業の変更があるごとに要綱の改正が必要となります。しかしながら、定数の規定を削除することで今後柔軟な委員会対応が可能となります。このことから、本要綱、第5条第2項の規定から定数に関する条文を削除することとしたいと思います。また、この規則の施行日は本日7月20日としたいと思います。

議案の説明は以上となります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第570号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

案第570号、長浜市農業委員会全員協議会及び専門委員会等設置要綱の一部改正について、事務局案どおり改正することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、事務局案どおり改正することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、協議事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の総括について、ご説明させていただきます。この指針につきましては農業委員会等に関する法律第7条第1項に規定されており、最適化推進活動の目標と推進方法を定めるもので、農業委員会はこの指針の作成に努めなければなりません。指針には次の3つについて、具体的な数値目標と推進方法を定めました。1点目、遊休農地の発生防止対象について。2点目、2年契約の農地利用の集積、集約化について。3点目、新規参入の促進について。この指針の作成は法律上の文言は、あくまで努力目標として位置付けられておられますが、農法第6条第2項の規定により農地の利用最適化推進に向けた活動は法令業務として位置付けられており、指針の作成は必然的に必須になることから、平成30年9月10日開催の定例総会においてご審議をいただき、作成したものでございます。作成後、3年が経過し、本定例総会が今期最後になることから、3年間の活動の内容と、成果をご報告するものです。具体的な目標と推進方法について、遊休農地発生の防止についてご説明させていただきます。令和3年3月末実績は、遊休農地面積が65.7ha、遊休農地の割合が0.57%。こちらは目標に対して面積で0.6ha、割合で0.1%減少となりました。日常的に行っていただきました農地パトロールや、遊休農地の減少に加え、違反転用の発生の防止に大きな効果があったものと考えられます。また、毎年7月から8月に行なっている一斉農地パトロールによる遊休農地の確認と同時に行われる利用状況調査による非農判断を行うことにより、守るべき農地を明確にするための取り組みを行っていただきました。その結果、関係区官との連携や委員間での連携や協力もあり、少しずつではありますが遊休農地が解消しております。しかしながら、従事者の減少により遊休農地の増加にあることから、いかに遊休農地を増やさないかが課題となってくると思われます。

続きまして、担い手への農地利用集積についてですが、令和3年3月末実績では集積面積で5531.4ha、集積率69.6%、目標に対して面積で384.6haの減少、集積率で4.9%の減少という結果となりました。また、担い手の育成確保については50歳以下の認定農業者数は大きく下回ったものの農地所有適格法人は最終目的としては達成できたことから、担い手の確保、育成については一定の成果があったものと考えております。人、農地プランの作成や見直しについては委員の皆様との話し合いの場に参加いただき、ご支援をいただきました。また、農地の利用集積については関係機関との連携をもとより、委員間で収集した情報の共有を行っていただき、活動を行っていただいた結果、集積が進んでいるものと考えております。また、中山間地域では獣害対策に加え、赤紫蘇の栽培など、獣害に強い作物の栽培いただくなどの成果がありました。3年間の結果については目標の達成をすることが出来ませんでした。その成果として面積で301.7ha、集積率で3.5%の増加となり、皆様の活動の結果が着実に表れているものと考えております。

続きまして、新規参入の促進についてですが、令和3年3月末実績は新参入者数が22経営体を目指し、33経営体の11経営体増加となりました。この経営体数には親元就農や経営分離を含んでいることを申し出ておきます。関係機関との連携を行い、新規参入者のサポート、フォローアップ体制の構築を行った結果、この目標数の達成が出来たことと考えております。しかしながら、どちらも高齢化と農業従事者の減少傾向にあるなか、多様な担い手の育成が今後の課題になると分析しております。

以上、簡単ではございますが、3年間の活動内容とその成果になります。3年間の活動については全委員皆様のご協力のもと、一部未達成なものもございますが、一定の成果が得るものが出来ました。こうした活動は今後も継続していくことで農地の最適化推進につながるものと考えられますことから、次期農業委員会においてもこの指針をベースに活動内容と目標について再度検討し、作成してまいりたいと思います。

(会長)

ただいま、長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の総括について説明がありましたが、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、ただ今説明のありました内容で引継ぎ、新しい農地利用最適化推進委員の意見を聞いたうえで、新体制の農業委員会総会で審議していただくこととします。

(会長)

次に、この体制での最後の総会となりましたので、総括として、各委員会から午前中の委員会での意見も含め報告をお願いします。

まず、農地等調査委員会から委員長報告をお願いします。

(将亦委員長)

それでは農地等調査委員会から活動報告をいたします。農地等調査委員会活動成果をご覧ください。主な活動として、毎月行う定例総会にかかわる農地法第4条、5条申請の申請地の確認をし、現況が農地として使用されていない土地については是正指導を行うかについての審査を行ってまいりました。また、農地の適正利用の指導を行い、農地への復元をおこなっていただいたなど、その結果、一定の成果があったことと思います。また、空き家付き農地の別断面積の取扱要綱の制定、要件適合確認や、申請書の内容、審査手続きの検討を行いました。農地法4、5条については申請人の負担軽減といたしまして現地立会の廃止、申請に関わる農業委員、推進委員の確認方法の見直しも行いました。そういった活動が農地の適正な利用について必要な事であります。次期農業委員会におきましても、継続して活動を行ってまいりたいと考えております。私共、農地等調査委員会に所属していただきました委員の皆様には、3年間、大変ご苦勞をお掛けしたと共に、感謝とお礼を申し上げます。また、私共の活動につきまして、全農業委員の皆様方にはご理解を頂き、ご鞭撻を頂き、是正活動等に反した転用案件につきましても皆様方のご了解を頂き、許可を頂いたと考えております。深く感謝を致します。今回で退任される委員の方もおられますが、どうか、今後とも農地等調査委員会の活動にご理解を頂きますよう、お願いを申し上げます。皆様方、3年間大変お世話になり、ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

次に、農業振興委員会から委員長報告をお願いします。

(北村委員長)

農業振興委員会から活動報告をいたします。農業振興委員会活動成果をご覧ください。委員会の開催については3年間で28回開催し、諸課題について検討してまいりました。当委員会では大きく3つの事業を行っております。1つ目は意見具申です。これは、農地法38条の規定に基づき、市長に対して意見書を提出するものでございます。主な成果といたしましては、小規模農家への機械補助の新設と拡充、また女性農業者の組織として、7月7日にながはまアグリネットワーク設立を行っていただきました。その他にも転作関係や獣害、六次産業化、遊休農地対策など多くの意見に対し予算化などの成果を得ることができました。また、当委員会の意見具申を行うにあたり農業者アンケートの実施や、年末に農振懇談会の開催、年度当初の施策の説明会など、意見具申の検証と次年度へ繋げる活動を行ってまいりました。2つ目は農業委員会だよりの発行です。農業委員会の活動や農地法等の情報を広く発信する為に年2回発行しております。3つ目は、各種研修会の開催です。県外研

修をはじめ、長浜市未来農業経営塾など、農業委員の資質向上のみならず、地域農業者向けの研修を行ってまいりました。残念ながら新型コロナウイルスの感染防止の観点から中止を余儀なくされたものがあるものの、一定の成果はあったものと考えております。こうした事業につきまして、基本的には今後も継続的に行う必要があります、次期農業委員会におきましても継続していただきたいと考えておりますが、新型コロナウイルスの感染防止の観点から開催方法等の検討が必要なことを引き継ぎたいと思います。最後になりますが、こういった活動は委員の皆様のお力添えがあることと感謝を申し上げますと共に、当委員会の活動にご協力頂きましてお礼を申し上げます。3年間、お世話になりました。本当にありがとうございます。

(会長)

次に、農地最適化委員会から委員長報告をお願いします。

(布施委員長)

農地最適化委員会から活動報告をいたします。農地最適化委員会活動成果をご覧ください。委員会の開催については3年間で16回開催し、検討してまいりました。当委員会では遊休農地の発生防止や解消にかかる活動を行っております。それでは具体的な活動について説明します。1つは情報交換会です。こちらは地域ごとの実情・課題が異なることから、最適化活動の目標の設定を行うために必要な情報交換、情報供給を目的に開催した情報交換会と、具体的な最適化活動の目標を設定する為に開催した地区別会議です。次は農地パトロールの実施、意向調査、非農地判断については農地法に基づく遊休農地の一連の活動です。委員活動から見えた課題としては、高齢化及び従事者の減少により遊休農地が増加傾向にあることから、いかに遊休農地を増やさないか、農地の守り手となる多様な担い手の育成が必要と考えております。当委員会の活動は農業委員会の必須事務である農地等の利用最適化に関して必要不可欠であることから、今後も継続した活動を行っていただきたいという意見を付して次期農業委員会への引き継ぐことを当委員会の意見として取りまとめました。最後になりましたが、こうした活動は当委員会の委員の皆様のお力添えのおかげであり、感謝を申し上げますと共に、当委員会の活動にご理解、ご協力いただきました全委員の皆様にお礼をもうし上げます。3年間お世話になり、ありがとうございました。

(会長)

次に、獣害対策特別委員会から委員長報告をお願いします。

(北村委員長)

獣害対策特別委員会から活動報告をいたします。具体的な活動成果についてはお配りしております獣害対策特別委員会活動成果をご覧ください。委員会活動といたしましては鳥

獣害対策研究会を毎年実地した他、集落環境点検にも参加し、地域住民と一緒に鳥獣害対策に努めてまいりました。成果といたしましては、地域の積極的な関わりのかいもあり、市内の88%の防護柵設置が完了し、農作物の被害についても大きく削減いたしました。

全長は293km、直線距離にしますと米原駅から金沢市までとなります。最高被害額は平成30年度の1億2450万円ほどありましたが、令和2年度には587万円ほどになり、5.6%に被害が減少しました。大変成果があったと思います。この活動は集落の田畑を守ろうとする思いを一丸となって出来たものだと思います。自分の集落の力が上がった。やって良かったという感想もいただいております。また、防護柵は自分達で作ったもので集落の財産になり、メンテナンスを自分達で行おうとする意識が高まっているのが特徴になります。今後の活動といたしましては、設置した防護柵のメンテナンスや、新規箇所を設置を地道に行うことです。野生鳥獣による農作物被害は営農意欲を下げる要因になることから、今後も継続的な研修や情報交換を行い、地域住民が鳥獣害対策を行う必要があり、次期農業委員会におきましても積極的に取り組んでいただきたいと思います。最後になりましたが、こういった活動に当委員の皆様のお力添えをいただいたと同時に、全委員皆様のご支援ご協力に感謝を申し上げます。3年間、非常にお世話になりました。ありがとうございました。

(会長)

次に、委員の選定結果について、事務局から報告してください。

(事務局)

農業委員及び農地利用最適化推進委員の選定結果について報告させていただきます。令和3年1月20日から2月26日まで募集をさせていただきました結果、農業委員23名、農地利用最適化推進委員は27名の募集結果となりました。令和3年3月に評価委員会を開催し、農業委員20名と農地利用最適化推進委員27名が選定されました。農業委員につきましては6月議会において同意を得ましたので、今月、7月20日の初総会で市長が任命し、新しい農業委員が就任されますこととなります。また、農地利用最適化推進委員につきましては7月20日の初総会で審議し、就任が決定しますが、委嘱式につきましては7月28日に会長より委嘱書を交付していただく予定となります。引き継ぎ農業委員、農地利用最適化推進委員としてご就任していただく皆様方におきましては大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(会長)

それではスムーズに新体制に移行できるよう関係課と連携しながら、事務手続きをしっかりと進めてください。

(会長)

次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、令和3年7月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和3年7月の農業委員会定例総会につきましては、令和3年8月10日、火曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定をしております。

3点目、令和3年8月の農地転用の現地調査につきましては、令和3年8月5日、火曜日の午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、7月20日開催の初総会にて決定する予定です。

4点目、令和3年7月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和3年7月19日、月曜日の午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は18番の保積委員、20番の松居委員です。任期の最終日でございますが、よろしくお願ひします。

その他、協議、連絡事項でございますが、先月にお願ひをしておりました意見具申の委員提案でございますが、本日、お持ちでしたら机の上に置いて頂けますよう、よろしくお願ひいたします。

最後に活動記録、また、お願ひをしておりました委員の方は農業委員章及び腕章についても机の上に置いておいてください。

(会長)

これで総会を終了しますが、この場をお借りしまして、一言お礼申し上げます。

3年前の7月20日に就任させていただきましたが、本当に続けていけるのかと心配したこともありました。とにかく精いっぱい頑張ろうと思ひ何とか3年間努めてまいりました。

3年間を振り返り思うことは、農業委員会はしっかりとしなければいけないということです。

他市では、転用申請を行わず工事終了後の申請が行われたり、国や県の指導に従わない等の事例があり、日常の農地パトロールや地域の農業者と普段の会話などから、地域の農地の動きに注視し違反転用や遊休農地の発生防止に努めなければならないと感じました。

会長として3年間努められましたのは、農業委員・推進委員の皆様のご支援とご協力の賜物であり、厚くお礼を申しあげる次第であります。

本来ですと、懇親の場を設けてお礼を申しあげたいところですが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、行うのが難しい状況ですのでご理解をお願いします。

コロナ渦の1年半の間は、研修会や勉強会も中止にせざるを得ない状況でしたが、先ほど各委員会の成果報告にありましたように、こうした状況の中においてもしっかりと活動を行っていただけたものだと感じ、感謝申し上げたいと思ひます。

最後になりましたが、改めまして農業委員・推進委員の皆様厚く感謝申し上げます。今後ともよろしく申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。事務局からも一言お礼申し上げます。角田会長をはじめ、農業委員の皆様方には、農業委員会法改正後の最初の農業委員として、3年間大変お疲れ様でした。農地法に基づく許認可に加えまして、必須業務となりました農地の利用の最適化につきましても、農地利用最適化推進委員の皆さんと連携して、積極的に取り組んでいただき、誠にありがとうございました。農業の現状は、皆さんご承知のとおりでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、飲食店や宿泊業の不振から21年産米在庫を多く抱えていますので、22年産米の価格が非常に気になるところであり、同時に影響の大きい大規模農家の経営状況も非常に心配されるところでございます。このような状況下においては、今まで以上に農家に寄り添い、農家のニーズに即した施策展開となるよう訴えていく必要があります、農業者の意見を集約した農業委員会の意見具申は、より重要性を増していると感じているところです。引き続き農業委員さんとして、また、推進委委員さんとしてご活躍いただく委員の皆さんはもちろんですが、ご退任される方につきましても、農家の相談役として、また、地域の調整役として、豊富な経験を活かしてご活躍いただくとともに、本委員会に対しましても今まで以上に、指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます、お礼とさせていただきます。3年間、本当にありがとうございました。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。
また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)